

## アイム・ジャパンについて

### International Manpower Development Organization, Japan

岡部晃三（公益財団法人国際人材育成機構 顧問）

OKABE Kozo（Adviser, International Manpower Development Organization, Japan）

- 1 アイム・ジャパンの生い立ち
- 2 アイム・ジャパンの事業の概要
  - (1) 技能実習生受入れ事業は、開発途上国の人材育成に資する目的で行っており、これまでもつぱらアジア諸国を対象としてきた。  
ベトナム社会主義共和国  
タイ王国  
インドネシア共和国  
フィリピン共和国
  - (2) これまで20年間で受入れ3万人を超える。本年の目標は、2500人。
  - (3) 派遣国政府との協議  
**agreement** が根底にある。
  - (4) 雇用契約  
受入れ企業と技能実習希望者とは、雇用契約を結ぶことになるが、この技能実習希望者と受入れ企業（すなわち技能実習実施機関）との間における雇用関係の成立をあっせんする者（アイム・ジャパン）は、職業安定法の無料職業紹介事業の許可を得ることが必要である。平成22年4月1日事業許可取得。
  - (5) 実習生の選抜  
派遣国政府は、実習生の選抜について、適正かつ厳正に行われるよう努める。
  - (6) 受入企業懇談会  
企業が実習生を適切に受入れ、法務省及び厚生労働省の指針が徹底されるようアイム・ジャパンは受入れ企業懇談会を開催する。
  - (7) 在留許可手続その他の手続支援  
実習生が技能実習を行うのに必要な在留許可を得る手続。  
その他大使館への在留届等の手続の支援を行う。
  - (8) 実習生のための電話相談等  
アテンド担当職員  
フリーダイヤル電話  
アイン・エム（ベトナム） ピーチャイ・ピーサオ（タイ）

イブクー（インドネシア）

失踪防止対策

安全衛生対策

(9) 職種

能力開発法施行令 別表

(10) 事前講習（入国前）

派遣国政府が実施するもので、高い日本語能力を身に付けさせようとするもの。

(11) 集合講習（入国直後）

入国直後の実習生を対象にアイム・ジャパンがトレーニングセンターで日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び入管法、労働法令等の教育を行う。

(12) 帰国生に対する就職支援活動

ベトナム（労働傷病兵社会省）

タイ（労働省）

インドネシア（労働移住省）